

令和2年8月27日
午前10時開会
議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 8号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第6号）】
- 日程第 6 承認第 9号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第7号）】
- 日程第 7 承認第10号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第8号）】
- 日程第 8 議案第55号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第56号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第57号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第58号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第59号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 議案第60号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第61号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第62号 令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第63号 令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第64号 令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第65号 令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第66号 令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第67号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第68号 令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第 2 2 議案第 6 9 号 令和 2 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 7 0 号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第 2 4 議案第 7 1 号 字の区域の変更について
- 日程第 2 5 議案第 7 2 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 6 議案第 7 3 号 和解について
- 日程第 2 7 認定第 1 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 2 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 3 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 0 認定第 4 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 3 1 報告第 5 号 令和元年度（平成 3 1 年度）決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 2 報告第 6 号 上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博		
1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
4 番 田中 辰夫	5 番 何川 雅彦	6 番 宮下 昌子
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司
1 0 番 田中 万里	1 1 番 北垣 潮	1 2 番 島田 光久
1 3 番 津留 和子	1 4 番 桑原 千知	1 5 番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	村田 一安
教 育 長	高倉 利孝	総 務 部 長	宇藤 竜一
企 画 政 策 部 長	花房 博	市 民 生 活 部 長	水野 博之
建 設 部 長	小西 裕彰	経 済 振 興 部 長	井手口隆光

健康福祉部長 坂田 結二 教育部長 山下 正
上天草総合病院事務部長 森 千壽 水道局長 山本 一洋

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 海崎 竜也 局長補佐 山川 康興
主 幹 倉橋 大樹

開会 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第4回上天草市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（園田 一博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第88条の規定により、12番、島田光久君、13番、津留和子君を会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） おはようございます。

令和2年第4回上天草市議会定例会にあたり、議会運営委員会を開催し、審査しましたので、その結果について御報告を申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日8月27日は開会、提案理由説明、9月4日が議案質疑及び委員会付託となります。予算決算常任委員会は9月4日と24日の2日間、その他の常任委員会は9月7日から9日の3日間開催します。一般質問は10日及び11日の2日間行います。9月28日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は28件、その内訳は、条例4件、補正予算11件、専決承認3件、認定4件、その他4件、報告2件です。議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会

及び議事日程等を慎重に審査をし、全議案を本議会に上程することに決定いたしました。

なお、議案第72号、工事請負契約の締結については、委員会付託を省略をし、本日、執行部から提案内容の説明を受け、9月4日に質疑、討論を経て表決することに決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月28日までの33日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、諸般の報告を行います。令和2年6月定例会以降の報告事項は、お手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧を願います。これで、諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、行政報告。市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

令和2年第4回市議会定例会の開催にあたりまして、6月定例会以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本市においても、8月7日に初めて感染者が確認をされ、市民の間にも非常に緊張が高まった次第でございますが、幸いに、それ以後は感染の確認はされておられません。政府は、感染防止対策として、新しい生活様式の実践を提唱しております。これを踏まえまして、市としては、市内事業者に感染対策にかかる経済的支援を行い、不特定多数の方が利用する公共施設においては、入館の際の検温の実施、マスクの着用、手先消毒など感染防止対策を徹底してまいります。今後も、引き続き徹底した感染防止対策を講ずるとともに、商工会、観光協会などの市内関係団体に対して、熊本県が作成をした感染防止対策チェックリストによる感染防止対策の徹底を呼びかけてまいります。8月6日に、湯島地区において、新

型コロナウイルスに感染の疑いのある重篤患者が発生した場合を想定し、関係機関との連絡体制を確認するため、緊急搬送訓練を実施いたしました。訓練では、湯島僻地診療所及び天草保健所の指示により、島外へ緊急搬送が必要となった重篤患者を、より安全で迅速に搬送するため、熊本海上保安部、北消防署及び消防団の協力を得て、海上保安部の巡視艇により、松島町合津港まで会場搬送を行ったところでございます。

次に、企画政策部門でございます。

6月定例会で御説明しました新型コロナウイルス感染症からの復興プランにつきましては、緊急支援を初め、新たな生活様式への対応を盛り込み、7月22日に策定を完了しております。また、復興プランの推進を図るため、国立大学法人九州大学未来デザイン学センターと、新たな日常の構築と地方創生の実現に係る連携協定を7月31日に締結しました。今後は、同センターと連携をしてソサエティ5.0、あるいは、SDGsの推進も見据えたデジタルトランスフォーメーションによる本市の新たな日常を構築してまいります。

宮津地区開発調査検討事業につきましては、宮津地区将来構想策定業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定し、6月9日に業務委託契約を締結しました。将来構想の策定にあたっては、庁内関係課及び上天草高校生を構成員としたワーキンググループを既に開催しており、今後、行政及び民間等で構成する宮津地区将来構想策定検討委員会を開催する予定です。この会議の検討結果を参考にしながら、今年度末までに将来構想を策定することとしております。

樋合リゾート開発につきましては、事業の進捗が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れが生じ、今後の見通し等について御心配をおかけしております。しかしながら、開発事業者である株式会社マリーゴールドホールディングスの実現に向けた意欲は高く、金融機関のバックアップもあるというふうに伺っております。オープンが遅れる可能性はありますが、実現に向けて、本市も引き続き支援をしてまいります。

次に、経済振興部門でございます。

天草五橋祭は、新型コロナウイルス感染症への対策が困難であることから、今年度の開催を中止とすることになりました。新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光業への経済対策として実施した熊本限定緊急宿泊助成事業は、2カ月間で93.5%の利用実績となりました。県内でも最も早く事業を打ち出したこともあって、当初から好調に推移し、事業終了後、熊本県が実施する宿泊助成事業及び国のGOTOトラベル事業につなげることができたというふうに思っております。なお、7月後半から県内の感染者が増加したことで、再びキャンセル等も出ているところでございますが、状況を見極め、安全な期間にタイミングよく本市の誘客キャンペーンを行ってまいりたいというふうに考えております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の両立に向けて、事業継続支援助成金や経済回復商工事業補助金等の施策を推進してきたことにより、市内においては、企業や事業者の倒産、廃業が抑止され一定の効果があつたものと考えております。熊本県内の雇用情勢が悪化傾向にある中、7月7日に上天草市海運業次世代人材育成推進協議会を開催し、海運業の船員確保の取り組みを推進することを確認をいた

しました。8月7日には、第9回上天草市企業説明会を市内19の事業者の参加で開催をし、新卒者や求職者、Uターン希望者等に市内就業を促し、地域産業の人手不足解消対策に取り組んでおります。

次に、建設部門でございます。

熊本県が進めている熊本天草幹線道路大矢野道路事業につきましては、幹線道路の詳細設計が進み、今年6月から幹線道路の建設によって生じる市道及び里道等の取り付けや、付け替えについて、所管課である建設課と県との事務レベルでの協議を進めております。熊本県においては、本日、議会終了後、大矢野道路の詳細ルートについて、市議会へ説明を行い、9月下旬より、土地所有者や市民に対する説明会を開催するというのを伺っております。また、今年度は、事業用地の買収に係る用地測定業務等の実施が予定をされており、市としても協力を行ってまいります。空き家対策につきましては、老朽化した危険な空き家の除去を進めており、本年度は、老朽危険空き家等除去促進補助金の申請が13件されております。また、期間限定事業ではありますが、一般社団法人熊本県解体工事業協会が実施する老朽危険空き家解体撤去ボランティアを活用し、本市が認定している特定空き家13件のうち、同意が得られた4件の解体を実施しております。

次に、市民生活部門でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入に大幅な減少があった方について、これまでに19件、2,699万2,000円の地方税の徴収猶予を行っております。特別定額給付金につきましては、8月21日現在、給付率99.9%、1万1,484世帯へ26億4,060万円の給付を完了しており、未申請世帯は22世帯となっております。申請期間につきましては、当初、8月17日までとしておりましたが、7月の県南の豪雨による災害救助法の適用を受けた地域について、延長が可能となったことから、天草圏域は1カ月延長し、9月17日までとしています。

阿村出張所につきましては、老朽化により、本年2月から、旧阿村中学校跡地を活用した改修工事に取り組み、6月末日に竣工、8月3日から移転後の阿村地区交流センターで業務を開始しております。

次に、健康福祉部門でございます。

新型コロナウイルスの感染症対策として、ひとり親世帯の生活を支援するためのひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、8月14日、給付対象238世帯に対して給付が完了をしました。なお、同給付額の1世帯当たり5万円の追加給付につきましては、来年2月末まで引き続き対応してまいります。

6月25日に大塚製薬株式会社と健康増進に関する連携協定を締結をしました。今後は、健康づくりのための食育の推進、熱中症等予防対策、スポーツの振興、災害時の物資提供について、同社と協働して市民の健康づくりに努めてまいります。

認知症により徘徊の恐れがある高齢者等について、上天草警察署、市社会福祉協議会及び市内各在宅介護支援センターと情報共有することで、行方不明などの捜索、早期発見につながるため

の徘徊高齢者等見守りネットワークの運用を8月1日から開始しました。

最後に、教育部門でございます。

学校教育につきましては、小中学校の再開以降、児童生徒の学びの補償と新型コロナウイルス感染拡大防止対策を進めてまいりました。学びの補償については、夏休みの短縮や、行事等の工夫により、秋頃には通常の授業時数が確保できる予定となりました。また、衛生用品の備蓄をはじめ、換気用サーキュレーターを設置などに取り組んでおり、さらなる対策強化として、電子黒板等のICT機器を活用した分散教室や、臨時休業を想定したタブレットPCの活用を検討しております。

第49回天草パールラインマラソン大会につきましては、ランナーをはじめ、関係者の安全確保が困難であると判断をし、大会組織委員会において開催中止を決定をいたしました。また、高校女子バレーボール合宿及び上天草市長杯イルカカップについても、今年度は中止としております。

新大矢野図書館等の整備につきましては、基本設計業務を9月内に完了し、今後は、歴史資料室の展示設計業務を含めた実施設計業務に取り組んでまいります。また、天草四郎公園の工事費を今定例会に提案している補正予算に計上しており、公園整備を含めた造成工事を行いたいと考えております。

大矢野総合グラウンド改修工事につきましては、8月17日に仮契約を締結し、今定例会において議決後、速やかに改修工事に取りかかることとしております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（園田 一博君） これで、行政報告は終わりました。

-
- | | | |
|-------|--------|----------------------------------------------------------|
| 日程第 5 | 承認第 8号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第6号）】 |
| 日程第 6 | 承認第 9号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第7号）】 |
| 日程第 7 | 承認第10号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第8号）】 |
| 日程第 8 | 議案第55号 | 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第56号 | 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第57号 | 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第58号 | 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を |

定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第59号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第9号）

○議長（園田 一博君） 日程第5、承認第8号から日程第30、認定第4号までの以上26件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和2年第4回上天草市議会定例会に提案をいたします議案について御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告及びその承認を求めることについてなどの承認案件3件、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてなどの条例議案4件、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第9号）などの予算議案11件、あらたに生じた土地の確認についてなどのその他議案4件、令和元年度上天草市歳入歳出決算の認定についてなどの認定議案4件を提出しております。

各議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、よろしく御審議をいただきまして御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から、順次、議案内容の説明を求めます。

まず、承認第8号から承認第10号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） おはようございます。

議案書1ページをお願いいたします。

承認第8号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第8号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。令和2年度上天草市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり7月8日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。今回の専決は、7月4日からの豪雨により、球磨川などから本市の漁港等に漂着した流木などの回収及び処分を行う事業について、9月補正予算の計上を待たずして事業に着手する必要がある緊急的な経費について、専決処分により予算措置を行ったものでございます。100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ2,763万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を219億400万8,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表の地方債の補正は、公共事業等債を830万円計上し、起債限度額の合計を24億1,463万7,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

70(款) 県支出金15(項) 県補助金は1,130万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、20(目) 衛生費県補助金において、漁港海岸以外の海岸の漂着物の回収及び処分を行う海岸漂着物等地域対策推進事業に係る補助金200万円を増額するものでございます。50(目) 災害復旧費県補助金において、漁港海岸の漂着物の回収及び処分を行う災害関連緊急大規模漂着物等処理対策事業に係る補助金930万2,000円を計上するものでございます。

85(款) 繰入金15(項) 基金繰入金10(目) 財政調整基金繰入金803万6,000円は、歳出予算との調整によるものでございます。

99(款) 10(項) 市債は830万円の増額でございます。内訳といたしまして、101(目) 公共事業等債において、漂着物等処理対策事業830万円を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページを御覧ください。

25(款) 衛生費15(項) 清掃費は500万円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 清掃総務費において、漁港海岸以外の海岸の漂着物の回収及び処分に係る委託料500万円を増額するものでございます。

60(款) 災害復旧費10(項) 農林水産施設災害復旧費は2,263万8,000円の増額でございます。主なものとしまして、30(目) 漁港施設等災害復旧費において、上天草市建設業協会と締結している災害時における応急活動に関する協定書に基づき、八代海に面する6漁港海岸の漂着物の処理に要する負担金1,860万4,000円。有明海に面する漁港海岸の漂着物の処理に要する負担金308万3,000円を計上するものなどでございます。

以上が、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第8号、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第6号)の概要でございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書2ページをお願いいたします。

承認第9号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第9号、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第7号)について御説明いたします。

令和2年度上天草市一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり7月20日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。今回の専決は、令和2年7月豪雨により被災した人吉市などへの職員派遣に係る事業、同豪雨により被災した公共施設等の災害復旧等に係る事業について、9月補正予算の計上を待たずして事業に着手する必要がある緊急的な経費について、専決処分により予算措置を行ったものでございます。100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ9,036万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を219億9,436万9,000円とするものでございます。

4 ページを御覧ください。

第2表の地方債の補正は、災害復旧事業債を1,300万円増額、緊急しゅんせつ推進事業債を290万円計上し、起債限度額の合計を24億3,053万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

7 ページを御覧ください。

85(款)繰入金15(項)基金繰入金10(目)財政調整基金繰入金7,392万3,000円は、歳出予算との調整によるものでございます。99(款)10(項)市債は1,590万円の増額でございます。内訳といたしまして、50(目)災害復旧事業債において、7月豪雨により被災した市道の災害復旧事業に係る災害復旧事業債1,300万円を増額するものでございます。100(目)緊急しゅんせつ推進事業債において、7月豪雨により被災した法定外水路の土砂撤去に係る緊急しゅんせつ推進事業債290万円を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

8 ページを御覧ください。

15(款)総務費10(項)総務管理費は224万8,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)一般管理費において、7月豪雨により被災した人吉市などへの職員派遣に伴い、土日祝日の派遣については、時間外勤務手当を支給することとしたことから、不足する時間外勤務手当約209万2,000円を増額するものなどでございます。

45(款)土木費10(項)土木管理費は200万円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)土木総務費において、7月豪雨により発生した住家への崖崩れの土砂撤去に係る土砂等撤去補助金200万円を増額するものでございます。

60(款)災害復旧費10(項)農林水産施設災害復旧費は3,651万3,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目)農業用施設等災害復旧費において、被災した農地4カ所、農業用施設4カ所の測量設計業務委託料1,074万3,000円。被災した農業用施設15カ所の崩土除去応急処置等に係る機械等使用料923万9,000円。龍ヶ岳町大道赤崎地区農道の災害復旧工事費380万7,000円。大矢野町上賤の女地区農道の災害復旧工事費305万7,000円。大矢野町中宮津地区農道の災害復旧工事費103万7,000円を増額するものでございます。20(目)林業施設等災害復旧費において被災した林道八幡線及び林道大川線の測量設計業務委託料282万8,000円を計上するものなどでございます。25(目)治山施設災害復旧費において、被災した松島町内野河内船倉地区ほか3カ所の民家裏の林地法面の測量設計業務委託料538万2,000円を計上するものでございます。

9 ページを御覧ください。

60(款)災害復旧費15(項)公共土木施設災害復旧費は4,200万円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)道路災害復旧費において、地すべりが原因と想定される変状が見られていた市道下老岳2号線が、7月豪雨により新たな亀裂が発生したことなどから、調査開設業務委託1,600万円の増額。同豪雨により被災した市道大作山西川線の測量設計業務委託料250

万円。市道永浦樋合1号線の測量設計業務委託料250万円。市道中の丸串線ほか5路線の測量設計業務委託料800万円。通行に支障を来している市道鳴川大作山線ほか33路線の土砂撤去等に係る機械等使用料1,300万円を増額するものでございます。

60(款)災害復旧費30(項)その他公共施設等災害復旧費は760万円の増額でございます。内訳といたしまして、35(目)法定外公共物災害復旧費において、被災した大矢野町上野釜地区ほか11地区の法定外水路及び法定外道路の土砂撤去等に係る機械等使用料760万円を計上するものでございます。

以上が、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第9号、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第7号)の概要でございます。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

承認第10号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第10号、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第8号)について御説明いたします。

令和2年度上天草市一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり8月5日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。今回の専決は、熊本県の8月補正予算に伴い、ひとり親世帯への生活支援給付金事業について、9月補正予算の計上を待たずして事業に着手する必要がある緊急的な経費について、専決処分により予算措置を行ったものでございます。100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ840万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を220億277万3,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

70(款)県支出金15(項)県補助金は840万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)民生費県補助金において、ひとり親世帯へ生活支援給付金事業に係る事業費補助金704万円。同事業に係る事務費補助金136万4,000円を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

7ページを御覧ください。

20(款)民生費15(項)児童福祉費は840万4,000円の増額でございます。主なものとしまして、25(目)母子父子福祉費において、ひとり親世帯への生活支援給付金給付に要するシステム改修業務委託料132万円。給付金704万円を増額するものなどでございます。

以上が、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第10号、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第8号)の概要でございます。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第55号及び議案第56号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第55号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布されたことなどに伴い、関係規定を整備するものでございます。したがいまして、単なる条文、条項の整備のための変更が多数行われておりますので、条文、条項の変更及び削除などについては、説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の1ページをお願いいたします。

第1条による改正につきまして御説明いたします。第24条につきましては、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するため、個人市民税の非課税の対象において、寡婦のかわりにひとり親を追加するものでございます。第34条の2につきましては、婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子を有する単身者について、一律のひとり親控除を適用するものでございます。第94条につきましては、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって、紙巻きたばこの0.7本に換算することとするものでございます。附則第3条の2につきましては、法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合が、年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とするものでございます。附則第17条につきましては、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡にかかる長期譲渡所得の金額から100万円を控除することとするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2条による改正につきまして御説明いたします。第50条につきましては、国税における連結納税制度の見直しに伴い、法人市民税において、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに合わせて所要の規定の整備を行うものでございます。第94条につきましては、令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻きたばこの本数の算定については、当該葉巻きたばこの1本をもって紙巻きたばこの1本に換算することとするものでございます。この条例の施行日については、順番が前後しますが、第1条中、上天草市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書きの改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに附則第2条の及び附則第3条の規定は、令和3年1月1日から第1条中、上天草市税条例のその他の改正規定及び附則第5条の規定は令和2年10月1日から、第2条中、上天草市税条例第94条第2項ただし書きの改正規定及び附則第6条の規定は、令和3年10月1日から、第2条中、上天草市税条例その他の改正規定及び附則第4条の規定は、令和4年4月1日からそれぞれ施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続けて、議案第56号を説明させていただきます。

議案書10ページをお願いいたします。あわせて説明資料19ページをお願いいたします。

議案第56号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布されたことなどに伴い、関係規定を整備するものでございます。主な内容といたしまして、第27条第2項につきましては、納期限前7日までとなっている国民健康保険税の減免申請書の提出期限について、災害などやむを得ない事情により、当該までに申請書を提出することが著しく困難である場合が想定されることから、当該提出期限の例外規定を設けるなどするものでございます。附則第4項につきましては、所得税及び市県民税において、低未利用土地等の適切な利用管理を促進するための特例措置が創設されることに伴い、国民健康保険税においても、長期譲渡所得の特例に、この特例措置を加えるものでございます。この条例は、令和3年1月1日から施行するものでございます。ただし、第27条第1項及び第2項の改正規定並びに同項にただし書きを加える改正規定は公布の日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第57号及び議案第58号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書11ページをお願いいたします。あわせて説明資料21ページをお願いいたします。

議案第57号、上天草市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、国が定める特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、市長が保育所等の利用調整にあたり、特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満、保育認定子どもを優先的に取り扱う措置等を講じているときは、連携施設を確保しないことができることとなったため、条例で定める特定教育保育施設等との連携に関する関係規定などを整備するものでございます。なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書13ページをお願いいたします。あわせて説明資料28ページをお願いいたします。

議案第58号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、市長が保育所等の利用調整にあたり、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置を講じているときは、連携施設を確保しないことができることとなったため、条例で定める保育所等との連携に関する関係規定を整備するものでございます。なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第59号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくをお願いいたします。

議案書15ページをお願いいたします。

議案第59号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。皆さんのお手元に説明文を配付していますので、主なものを読み上げて説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ12億2,388万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を232億2,665万4,000円とするものでございます。

予算書の5ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費は、55（款）教育費25（項）社会教育費、天草四郎公園法面对策等工事ほか2件、合計3億7,624万2,000円を令和3年度へ繰り越して、事業を実施可能とするものでございます。

予算書6ページを御覧ください。

第3表の地方債の補正は、過疎対策事業債を120万円増額するなど、起債限度額の合計を28億9,618万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

9ページを御覧ください。

45（款）10（項）10（目）地方交付税は、令和2年度の普通交付税額の決定に伴い、当初予算額との差額1億2,314万5,000円を増額するものでございます。

65（款）国庫支出金10（項）国庫負担金は4,448万5,000円の増額でございます。主なものとしまして、20（目）災害復旧費国庫負担金において、7月豪雨により被災した各市道の災害復旧事業に係る国庫負担金として4,402万2,000円を計上するものでございます。

65(款)国庫支出金15(項)国庫補助金は5億3,624万2,000円の増額でございます。主なものとしまして、10ページを御覧ください。

10(目)総務費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5億1,636万円を増額するものなどがございます。

70(款)県支出金10(項)県負担金は2,379万5,000円の増額でございます。主なものとしまして、25(目)災害復旧費県負担金において、7月豪雨により被災した農地等に係る県負担金として1,664万1,000円を増額するものなどがございます。

70(款)県支出金15(項)県補助金は3,705万8,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)総務費県補助金において、湯島島民の定期航路運賃をバス並みにする事業の実施に係る補助金160万円を計上するものがございます。15(目)民生費県補助金において、国の第2次補正予算に伴い、児童福祉施設における消耗品等の購入に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金1,150万円を計上するものがございます。

11ページを御覧ください。

30(目)商工費県補助金において、湯島の峰公園に設置する完全自己処理型トイレにかかる湯島活性化推進事業補助金850万円。湯島地区の飲食店等が実施する店舗改修にかかる湯島地区振興店舗改修等補助金100万円を計上するものがございます。50(目)災害復旧費県補助金において、7月豪雨により被災した民家裏の林地法面の災害復旧工事に係る単県治山自然災害復旧事業補助金1,166万円を計上するものがございます。

85(款)繰入金15(項)基金繰入金10(目)財政調整基金繰入金4億5,412万円の減額は歳出予算との調整によるものがございます。

90(款)10(項)10(目)繰越金については、令和元年度(平成31年度)決算剰余金4億4,016万1,000円を計上するものがございます。

12ページを御覧ください。

99(款)10(項)市債は4億6,565万1,000円の増額でございます。主なものとしまして、75(目)合併特例債において、合津地区排水路整備事業9,490万円。法定外公共物維持事業1,900万円。新大矢野図書館等整備事業2億4,990万円をそれぞれ増額するものなどがございます。歳出の主なものについて御説明いたします。

13ページを御覧ください。

15(款)総務費10(項)総務管理費は9,577万3,000円の増額でございます。主なものとしまして、30(目)財産管理費において新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、大矢野庁舎トイレの洋式化に係る改修工事設計委託料169万6,000円。工事費1,469万9,000円。正面玄関ドア改修工事539万9,000円を計上するものなどがございます。

14ページを御覧ください。

40(目)窓口センター費において、マイナンバーの取得率向上及び新型コロナウイルス感染症対策として、各種証明書等のコンビニ交付に係るシステム導入委託料2,623万4,000円。松島庁

舎の外部木部の改修について、腰壁をサイディング仕様に変更するため、改修工事費を897万円増額、また、新型コロナウイルス感染症の飛沫感染防止のため、松島庁舎トイレの洋式化に係る改修工事275万円。来庁者が多い大矢野庁舎の窓口の同ウイルス感染症対策として、受付番号発券機購入費391万5,000円を計上するものなどがございます。45（目）企画費において、天草エアラインの利用促進を図るための熊本県及び構成市町から、天草空港利用促進協議会の負担金101万4,000円。湯島島民の定期航路運賃をバス並みの運賃にする湯島定期船バス並み運賃補助金160万円。天草エアラインの機長の病気休職及び新型コロナウイルス感染症の影響による減少に対する経営安定化補助金418万9,000円を計上するものなどがございます。55（目）支所及び出張所費において、新型コロナウイルス感染症の飛沫感染防止のため、龍ヶ岳地域振興センタートイレの洋式化に係る工事費353万5,000円を増額する一方、同ウイルス感染症の影響により中止した夏夢音HIMEDO夏祭り補助金112万円。キララ祭天草サンライズウォーク補助金159万円を減額するものなどがございます。70（目）電子計算費において、新しい生活様式の取り組みの一つとして、テレビ会議システムの導入に係るLAN及び電源等修繕費100万円。

15ページを御覧ください。

テレビ会議の導入に係るシステム機器購入費1,094万円を計上するものなどがございます。

15（款）総務費20（項）戸籍住民基本台帳費は745万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）戸籍住民基本台帳費において、国外転出者のマイナンバーカードの利用に必要な住民基本台帳システム改修業務委託料250万8,000円。戸籍附票システム改修業務委託料495万円を計上するものがございます。

16ページを御覧ください。

20（款）民生費15（項）児童福祉費は、2,554万2,000円の増額でございます。

主なものとしまして、17ページを御覧ください。

15（目）児童措置費において、国の第2次補正予算に伴い、児童福祉施設で購入する新型コロナウイルス感染症対策に必要な備品購入費等が補助対象となったことから、私立保育所及び認定こども園等が購入する消耗品等に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金1,000万円。また、コロナ禍の中休業せずに通常勤務をしていた私立保育所等の職員の方々に1人2万円の本市独自の支援を行うことから、保育所等従事者応援給付金700万円を計上するものなどがございます。

18ページを御覧ください。

35（款）農林水産業費10（項）農業費は1億2,872万8,000円の増額でございます。主なものとしまして、30（目）農地費において、合津地区排水整備事業について、近隣の建物等に地盤改良工事の影響がある可能性があることから、建物補償事前調査業務委託料251万4,000円。

19ページを御覧ください。

同地区の排水整備の線形決定により、工事費8,420万円。用地購入費324万円。電柱移転補償費1,000万円を計上するものなどがございます。40（目）施設管理費において、新型コロナウイ

ルス感染症の飛沫感染防止のため、上天草物産館さんばーるトイレ洋式化等に係る改修工事費1,619万2,000円を計上するものなどがございます。

35(款)農林水産業費20(項)水産業費は2,154万4,000円の増額でございます。主なものとしまして、25(目)漁港建設費において、大道瀬子浦地区海岸の現状改善を図るために、環境省天草自然保護官事務所及び大道漁業協同組合並びに地元住民グループと協議を行った結果、投入した土砂の敷きならしを行うこととなったことから、整備工事費1,780万円を増額するものがございます。

20ページを御覧ください。

40(款)10(項)商工費は4,549万1,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目)商工振興費において、上天草市内に事業所がある海運事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により、係船を余儀なくされていることから、負担を軽減し、安定的な事業の継続を図るために、港湾施設使用料補助金補助する新型コロナウイルス感染症対策港湾施設使用料補助金719万8,000円。湯島地区の商店及び飲食店が営業を維持するために実施する店舗改修の費用を補助する湯島地区振興店舗改修等補助金200万円。前島観光交流活性化施設ミオ・カミーノ天草が同ウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月18日から5月22日まで臨時休館したことから、休業補償費568万2,000円を計上するものなどがございます。20(目)観光費において、湯島峰公園に整備する自己処理型トイレの設置委託料3,559万9,000円。既存のトイレの解体工事費100万円。同公園の環境整備を行う団体等に交付する環境整備事業補助金100万円。姫戸白嶽自然公園が同ウイルス感染症の感染防止のため、令和2年4月18日から5月18日まで臨時休館したことから、休業補償費108万5,000円を計上する一方、天草五橋祭の中止に伴い、天草五橋祭補助金790万円を減額するものなどがございます。

45(款)土木費10(項)土木管理費は2,000万6,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)土木総務費において、大雨時に冠水する大矢野町中江後地区の流域調査及び浸水対策に係る江後地区法定外水路調査測量業務委託料2,000万円を計上するものなどがございます。

21ページを御覧ください。

45(款)土木費15(項)道路橋梁費は250万円の増額でございます。主なものとしまして、15(目)道路新設改良費において、千巖山地区への観光客の増加に伴い、市道馬建青年の家1号線の通行量が増加し、接触事故未遂が多発していることから、工事費700万円を増額する一方、同路線の異なる箇所の測量設計業務委託料を700万円減額するものなどがございます。

45(款)土木費35(項)住宅費は500万円の増額でございます。内訳といたしまして、20(目)住宅対策費において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の建築関連事業者への経済対策として、住宅リフォーム等支援補助金500万円を増額するものがございます。

50(款)10(項)消防費は453万4,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)常備消防費において、北消防署訓練棟建設に係る天草広域連合消防費負担金103万円を増

額するものでございます。

22ページを御覧ください。

55(款)教育費15(項)小学校費は1億4,776万9,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)学校管理費において、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、1クラス25人以上の児童がいる小学校については、空き教室等を利用して分散授業を実施するため、登立小学校の空調設備設置工事費5,000万円、上小学校の空調設備設置工事費3,300万円、今津小学校の空調設備設置工事費4,600万円を増額するものなどでございます。

55(款)教育費20(項)中学校費は502万1,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)学校管理費において、国の第2次補正予算に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、分散授業の実施に必要な中学校の教員が使用する数学、社会及び英語のデジタル指導書の購入費471万3,000円を計上するものなどでございます。

23ページを御覧ください。

55(款)教育費25(項)社会教育費は2億5,112万円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)社会教育総務費において、新大矢野図書館及び天草四郎公園整備の基本設計を進めているところであるが、今後、実施設計を発注するにあたり、並行して法面对策工事及び造成工事を行い、事業を円滑に進める必要があることから、天草四郎公園法面对策等工事費2億5,000万円を増額するものなどでございます。

55(款)教育費30(項)保健体育費は3,823万2,000円の増額でございます。主なものとしまして、20(目)学校給食費において、上共同調理場改修工事の空調設置に伴い、設計業務を実施したところ、天井が高くつくられていること及び作業室ごとに部屋が区切られていることなどから、冷たい空気を取り込む外気処理ユニット等の新たな設備が必要となるため、不足する工事費4,090万7,000円を増額するものなどでございます。

24ページを御覧ください。

60(款)災害復旧費10(項)農林水産施設災害復旧費は5,864万円の増額でございます。主なものとしまして、15(目)農業施設等災害復旧費において、令和2年7月豪雨により被災した農業用施設等の災害復旧工事費2,689万円を計上するものでございます。20(目)林業施設等災害復旧費において、6月及び7月の豪雨により被災した林道の災害復旧工事費1,425万8,000円を計上するものでございます。25(目)治山施設災害復旧費において、7月豪雨により被災した民家裏の林地法面の災害復旧工事費1,749万2,000円を計上するものでございます。

60(款)災害復旧費15(項)公共土木施設災害復旧費は1億2,472万5,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)道路災害復旧費において、令和2年5月豪雨、6月豪雨及び7月豪雨により被災した市道の災害復旧工事費及び災害防除工事費1億3,050万円を計上するものなどでございます。

25ページを御覧ください。

70(款)諸支出金20(項)基金費10(目)財政調整基金費2億2,010万円は、地方財政法

第7条の規定に基づき、前年度剰余金4億4,016万1,000円のうち、2分の1を下らない額を基金積立金として計上するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第9号）の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第13 | 議案第60号 | 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第61号 | 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第62号 | 令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第63号 | 令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第64号 | 令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第65号 | 令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第66号 | 令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第67号 | 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第21 | 議案第68号 | 令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 議案第69号 | 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第23 | 議案第70号 | あらたに生じた土地の確認について |
| 日程第24 | 議案第71号 | 字の区域の変更について |
| 日程第25 | 議案第72号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第26 | 議案第73号 | 和解について |
| 日程第27 | 認定第1号 | 令和元年度（平成31年度）上天草市歳入歳出決算の認定について |
| 日程第28 | 認定第2号 | 令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計決算の認定について |

- 日程第 29 認定第 3 号 令和元年度（平成 31 年度）上天草市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 30 認定第 4 号 令和元年度（平成 31 年度）上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 31 報告第 5 号 令和元年度（平成 31 年度）決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 32 報告第 6 号 上天草さんぱーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 60 号から議案第 62 号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくお願ひいたします。

議案書 16 ページをお願いいたします。

議案第 60 号、令和 2 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書 26 ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ 6 億 554 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 49 億 8,402 万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

31 ページを御覧ください。

10（款）10（項）国民健康保険税は 8 万 1,000 円の減額でございます。内訳といたしまして、10（目）一般被保険者国民健康保険税において、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者の国保税減免に対し、災害臨時特例補助金及び特別調整交付金による補助が行われるため、8 万 1,000 円を減額するものでございます。

25（款）国庫支出金 15（項）国庫補助金は 4 万 9,000 円の増額でございます。内訳といたしまして、40（目）国民健康保険災害臨時特例補助金において、災害臨時特例補助金が交付されるため、4 万 9,000 円増額するものでございます。

30（款）県支出金 15（項）県補助金は 3 万 2,000 円の増額でございます。内訳といたしまして、20（目）保険給付費等交付金において、特別調整交付金が交付されるため、3 万 2,000 円増額するものでございます。

60（款）10（項）繰越金は 6 億 554 万 2,000 円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）前年度繰越金において、令和元年度（平成 31 年度）決算剰余金 6 億 554 万 2,000 円を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

32 ページを御覧ください。

35(款)保健事業費20(項)特定保健診査等事業費は2万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)特定健診審査等事業費において、会計年度任用職員の期末手当の不足分2万8,000円を増額するものでございます。

55(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため6億551万4,000円を増額するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案書17ページをお願いいたします。

議案第61号、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の33ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ466万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,944万8,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

30(款)10(項)10(目)繰越金については、令和元年度(平成31年度)決算剰余金466万7,000円を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

39ページを御覧ください。

20(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、466万7,000円を増額するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案書18ページをお願いいたします。

議案第62号、令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書40ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ8,751万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億3,126万9,000

円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

45ページを御覧ください。

25(款)10(項)支払い基金交付金は1,088万円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)介護給付費交付金において、令和元年度(平成31年度)の事業費確定により、過年度分支払い基金介護給付費1,088万円を計上するものでございます。

50(款)10(項)10(目)繰越金については、令和元年度決算剰余金7,663万4,000円を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

46ページを御覧ください。

35(款)諸支出金10(項)償還金及び還付加算金は2,337万8,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目)償還金において、地域支援事業等に係る令和元年度(平成31年度)の実績確定に伴う国庫負担金、県費負担金及び支払い基金交付金への返還金2,337万8,000円を計上するものなどでございます。

35(款)諸支出金15(項)繰出金につきましては382万2,000円の計上でございます。内訳といたしまして、10(目)一般会計繰出金において、令和元年度(平成31年度)の事業費確定により、介護保険特別会計から一般会計へ382万2,000円を繰り出すものでございます。

45(款)地域支援事業費15(項)包括的支援事業任意事業費は2万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)総合相談業務費において、会計年度任用職員の期末手当の不足分2万6,000円を増額するものでございます。

50(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため6,028万8,000円を増額するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第63号を、市民生活部長。

○市民生活部長(水野 博之君) よろしく申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第63号、令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の47ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ353万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,954万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

52ページを御覧ください。

20(款)繰入金10(項)一般会計繰入金は299万3,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)一般会計繰入金において、斎場特別会計で不足する299万3,000円を、一般会計から繰り入れるものでございます。

25(款)10(項)10(目)繰越金については、令和元年度(平成31年度)決算剰余金54万1,000円を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

53ページを御覧ください。

10(款)総務費10(項)総務管理費は299万3,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)一般管理費において、火葬予約受付業務をシステム化することにより、夜間、休日など、24時間の予約の自動化を行い、事務効率の向上とあわせて、受付業務を簡素化することで、コロナウイルス感染症防止の観点から、来庁者の滞在時間の減少と、混雑時の過密防止に資すると判断し、これに伴う火葬予約管理システム業務委託料203万5,000円を計上するものなどでございます。

30(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため54万1,000円を増額するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第64号を、経済振興部長。

○経済振興部長(井出口 隆光君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の20ページをお願いいたします。

議案第64号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の54ページをお願いいたします。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ116万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を7,268万8,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

59ページを御覧ください。

20(款)10(項)10(目)繰越金については、令和元年度(平成31年度)決算剰余金116万5,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

60ページを御覧ください。

10(款)総務費10(項)総務管理費は85万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)一般管理費において、経年劣化及び地盤沈下等に伴う既設浄化槽の損傷が著しいことから、次年度に浄化槽を新規更新するための設計業務委託料65万円。新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのオゾン除菌器の購入費20万5,000円を計上するものでございます。

50(款)10(項)10(目)の予備費は、歳入歳出予算の調整のため31万円を計上するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案の理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第65号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(坂田 結二君) よろしくお願いいたします。

議案書21ページをお願いいたします。

議案第65号、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書61ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ625万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,663万4,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

66ページを御覧ください。

30(款)10(項)10(目)繰越金につきましては、令和元年度決算剰余金625万9,000円を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

67ページを御覧ください。

30(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため625万9,000円を計上するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第66号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

議案書の22ページをお願ひいたします。

議案第66号、令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の68ページをお願ひいたします。

歳入歳出予算にそれぞれ4,842万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,616万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

73ページを御覧ください。

15（款）10（項）10（目）繰越金については、令和元年度（平成31年度）決算剰余金4,842万2,000円を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

74ページを御覧ください。

50（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため4,842万2,000円を増額するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第67号を、水道局長。

○水道局長（山本 一洋君） よろしくお願ひいたします。

議案書23ページをお願ひいたします。

議案第67号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願ひいたします。

第2条、令和2年度上天草市水道事業会計予算第3条に定められた収益的収支及び収支の予定額をそれぞれ125万円増額し、10億1,744万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、4ページからの実施計画書で御説明いたします。

収入につきましては、1（款）水道事業収益2（項）営業外収益5（目）雑収入125万円の増額は、平成31年度消火栓修繕に係る一般会計からの負担金の増額によるものでございます。

支出につきましては、6ページから9ページを御覧ください。

職員の給与等につきましては、定期異動によるものでございますので、説明を省略させていただきます。1（款）水道事業費用4（項）1（目）予備費431万2,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

戻りまして、予算書1ページをお願いいたします。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的収入額は、4(項)工事負担金123万円を増額し、1億5,172万円とするものでございます。資本的収入が資本的支出に対し不足する3億6,155万5,000円を、過年度損益勘定留保資金3億4,126万5,000円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,906万円を補填するものです。

詳細につきましては、10ページからの実施計画書で御説明いたします。

収入につきましては、1(款)資本的収入1(項)1(目)工事負担金123万円の増額は、平成31年度建設改良工事に伴い実施しました消火栓修繕費に係る一般会計からの負担金の増額によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第68号を、建設部長。

○建設部長(小西 裕彰君) おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書の24ページをお願いいたします。

議案第68号、令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書1ページをお願いいたします。

第2条、令和2年度上天草市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。収益的支出予定額を663万2,000円増額し、2億8,409万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算書の4ページを御覧ください。

1(款)下水道事業費用1(項)営業費用1(目)管渠費において、マンホールポンプ場ポンプ修繕に係る費用として198万円。3(目)処理場費において、処理場施設修繕に係る費用として465万2,000円を計上するものでございます。

戻りまして、予算書1ページをお願いいたします。

第3条、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,970万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,027万4,000円。当年度分損益勘定留保資金8,576万8,000円。当年度未処理分利益剰余金処分量2,366万1,000円を補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的支出予定額は、663万2,000円を減額し、3億363万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、予算書の5ページを御覧ください。

1（款）資本的支出1（項）建設改良費1（目）管路施設建設改良費において、既決予算の組み替えによる減額663万2,000円を計上するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第69号を、病院事務部長。

○病院事務部長（森 千壽君） よろしく願います。

議案書25ページをお願いいたします。

議案第69号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ411万2,000円減額し、37億6,588万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、2ページを御覧ください。

収入につきまして御説明いたします。第1款、病院事業収益、第4項、看護学校収益、第2目、使用料手数料411万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、看護学校を休校とし、学生寮を閉寮としたことから、看護学生に対し、上天草市立上天草総合病院使用料徴収条例第5条第2項の規定に基づき、閉寮期間に対する寮費を減免するため、当該収益を減額するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

第1款、病院事業費用、第1項、医業費用、第3目、経費2,265万8,000円の増額は、カテーテル検査等において使用する血管造影撮影装置の管球を交換するものでございます。第1款、病院事業費用、第11項、予備費、第1目、予備費2,677万円の減額は、予算調整によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第70号及び議案第71号を、経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） よろしく願います。

議案書26ページをお願いいたします。あわせて説明資料30ページをお願いいたします。

議案第70号、あらたに生じた土地の確認について御説明いたします。

今回の提案は、上天草市龍ヶ岳町大道字名剪地先の公有水面の埋め立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、確認するものでございます。あらたに生じた土地は、上天草市龍ヶ岳町大道字名剪1, 531の1、1, 528の4、1, 528の2、1, 528地先並びに字迎1, 514の7、1, 526、1, 525に隣接する道路地先並びに字葛崎1, 231の2に隣接する水路地先並びに字葛崎1, 231の2、1, 231の3、1, 231の1、1, 230の6、1, 230の1及びこれらの区域に介在する道路地先公有水面埋立地4, 455.30平方メートルでございます。

この土地は、水産流通基盤整備事業に伴い生じたものでございます。

提案理由といたしましては、上天草市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に、議案書27ページをお願いいたします。

議案第71号、字の区域の変更について御説明いたします。

先ほど、議案第70号、あらたに生じた土地の確認について御説明したとおり、あらたに次に掲げる土地を生じたため、上天草市の字の区域を次のとおり変更するものでございます。あらたに生じた土地は、上天草市龍ヶ岳町大道字名剪1, 531の1、1, 528の4、1, 528の2、1, 528地先並びに字迎1, 514の7、1, 526、1, 525に隣接する道路地先並びに字葛崎1, 231の2に隣接する水路地先並びに字葛崎1, 231の2、1, 231の3、1, 231の1、1, 230の6、1, 230の1及びこれらの区域に介在する道路地先公有水面埋立地4, 455.30平方メートルでございます。

編入する字は、上天草市龍ヶ岳町大道字名剪となります。

提案理由といたしましては、上天草市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上、一括して御説明いたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第72号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくをお願いいたします。

議案書28ページをお願いいたします。あわせて説明資料32ページをお願いいたします。

議案第72号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

この議案は、大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修工事その1に係る請負契約を締結するもので、契約の内容については、工事名、大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修工事その1。工事内容、敷地造成工一式。給水設備工一式。雨水排水設備工一式。園路広場整備工一式。グラウンドコート整備工一式。構造物撤去工一式。工事場所、上天草市大矢野町中地区内。工期、令和2年第4回上天草市議会定例会の議決の日の翌日から令和3年3月25日まで。契約金額3億470

万円。契約の相手方、熊本県上天草市大矢野町維和4, 936番地。千原磯口特定建設工事共同企業体。代表者、株式会社千原建設、代表取締役千原千知。契約の方法、条件付一般競争入札JV事前審査型でございます。

提案の理由といたしましては、大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修工事その1請負契約の締結について、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第73号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくお願いいたします。

議案書29ページをお願いいたします。

議案第73号、和解について御説明いたします。

今回の提案は、控訴人、医療法人社団本田会と、被控訴人、上天草市に係る福岡高等裁判所令和元年第720号、介護給付費返還等介護給付費返還不当利得返還請求控訴事件について、当該裁判所から和解勧告があったため、当該和解勧告に基づき和解をするものでございます。

この事件は、医療法人社団本田会が、当時運営していた介護老人保健施設等が不正に介護報酬を受給していたため、平成25年に不当利得分の介護報酬について返還を求める訴えを提起していたものであります。和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、裁判所の和解勧告に基づき、介護給付費返還等介護給付費返還不当利得返還請求控訴事件について和解をする必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第1号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願いいたします。

議案書30ページをお願いいたします。

認定第1号、令和元年度（平成31年度）上天草市歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、別冊の令和元年度（平成31年度）上天草市歳入歳出決算書における会計別の歳入総額と歳出総額、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源及び実質収支額のそれぞれの欄を読み上げて説明いたします。

最初に、一般会計でございます。

274ページを御覧ください。

歳入総額212億5,685万2,899円、歳出総額206億4,224万9,118円、差引額6億1,460万3,781円、

翌年度へ繰り越すべき財源1億7,453万5,648円、実質収支額4億4,006万8,133円でございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

304ページを御覧ください。

歳入総額48億8,672万3,878円、歳出総額42億8,118万1,673円、差引額6億554万2,205円、翌年度へ繰り越すべき財源200円、実質収支額6億554万2,005円でございます。

次に、診療所特別会計でございます。

320ページを御覧ください。

歳入総額6,011万2,911円、歳出総額5,544万5,858円、差引額466万7,053円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額466万7,053円でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。

356ページを御覧ください。

歳入総額38億9,890万2,673円、歳出総額38億2,226万8,161円、差引額7,663万4,512円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額7,663万4,512円でございます。

次に、斎場特別会計でございます。

372ページを御覧ください。

歳入の総額2億6,815万3,798円、歳出総額2億6,761万2,659円、差引額54万1,139円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は54万1,139円でございます。

次に、天草四郎ミュージアム特別会計でございます。

386ページを御覧ください。

歳入総額2,696万2,193円、歳出総額2,579万6,564円、差引額116万5,629円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は116万5,629円でございます。

次に、物揚場造成事業特別会計でございます。

398ページを御覧ください。

歳入総額210万8,048円、歳出総額201万4,902円、差引額9万3,146円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は9万3,146円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

414ページを御覧ください。

歳入総額3億8,440万6,155円、歳出総額3億7,814万6,569円、差引額625万9,586円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額625万9,586円でございます。

最後に、電気事業特別会計でございます。

426ページを御覧ください。

歳入総額9,022万3,955円、歳出総額4,180万円1,841円、差引額4,842万2,114円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額4,842万2,114円でございます。

以上、認定第1号について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第2号を、水道局長。

○水道局長（山本 一洋君） 御説明いたします。議案書 31 ページをお願いいたします。

認定第 2 号、令和元年度（平成 31 年度）上天草市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の上天草市水道事業決算書の 1 ページをお願いいたします。

収益的収支及び支出について御説明いたします。まず、収入についてでございますが、1（款）水道事業収益予算額 9 億 6,798 万 2,000 円に対しまして、決算額 9 億 9,773 万 9,277 円となり、2,975 万 7,277 円の増額となりました。内訳につきましては、10 ページから 11 ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、支出でございます。1（款）水道事業費用予算額 9 億 6,798 万 2,000 円に対しまして、決算額 8 億 9,266 万 971 円となり、不用額は 7,532 万 1,029 円です。内訳につきましては、12 ページから 16 ページまで項目ごとに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、2 ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。1（款）資本的収入は予算額 4 億 4,783 万 8,000 円に対しまして、決算額 3 億 4,800 万 3,227 円となり、9,983 万 4,773 円の減額となりました。

次に、支出でございます。1（款）資本的支出は予算額 8 億 8,135 万 1,000 円に対しまして、決算額 6 億 4,953 万 2,850 円となり、翌年度へ 1 億 7,973 万円を繰り越しております。よって、不用額は 5,208 万 8,148 円となりました。資本的収入が資本的支出に対し不足する額 3 億 152 万 9,625 円は、過年度分損益勘定留保資金 2 億 6,723 万 5,460 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,429 万 4,165 円で補填しております。内訳につきましては、17 ページから 18 ページに各項目ごとに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、25 ページをお願いいたします。

事業報告について説明いたします。給水状況では、給水人口が前年度に比べまして 487 人の減少で 2 万 4,223 人となりました。また、利用者の使用された年間給水量は 230 万 7,409 トンで、前年と比べまして、1 万 7,666 トンの減少となりました。財政状況では、収益的収支及び営業外収益の合計、税抜きとなりますが、9 億 3,359 万 1,718 円から営業費用及び営業外費用の支出の合計 8 億 4,041 万 3,100 円を差し引いた 9,317 万 8,618 円が当年度純利益となります。前年度繰越利益剰余金 6,372 万 3,834 円と合わせ、1 億 5,690 万 2,452 円が当年度未処分利益剰余金となり、決算の認定を受けた後に、翌年度繰越利益剰余金は、5 ページに記載の剰余金処分計算書案のとおり、建設改良積立金に積立処分額 5,000 万円の合計を差し引いた 1,690 万 2,452 円となります。建設改良工事では、28 ページ、29 ページに示しておりますとおり、平成 30 年度からの繰越工事としまして、前島地区総配水管布設替工事ほか 2 件、令和元年度（平成 31 年度）実施分としまして、中央配水地構築工事ほか 19 件、合計 3 億 6,797 万 2,275 円を実施しております。また、機械及び固定資産の購入としまして、量水器 1,681 個、294 万 8,743 円、ほか 8 件、924 万 9,260 円を購入しております。内容につきましては、31 ページを御覧ください。

以上で、認定第2号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第3号を、建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしくお願ひいたします。

議案書の32ページをお願いいたします。

認定第3号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものです。

別冊の下水道事業決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明いたします。最初に、収入です。第1款、下水道事業収益は、予算額3億2,881万9,000円に対しまして、決算額3億3,992万1,142円となり、1,110万2,142円の増額となりました。

次に、支出です。第1款、下水道事業費用は予算額2億7,013万2,000円に対しまして、決算額2億6,773万6,136円となり、不用額は239万5,864円です。収益的収入並びに支出についての明細につきましても、予算書9ページから12ページに収益費用明細書を記載しております。なお、決算報告書と収益費用明細書では、消費税及び地方消費税についての取り扱いが異なるため、金額が一致しませんので、あらかじめ御了承ください。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について説明します。まず、収入です。第1款、資本的収入は予算額1億2,761万円に対しまして、決算額8,249万6,391円となり、4,511万3,609円の減額となりました。

次に、支出です。第1款、資本的支出は予算額3億1,668万6,000円に対しまして、決算額は2億6,216万7,402円となり、翌年度へ建設改良費5,368万7,000円を繰り越しております。よって、不用額は83万1,598円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額1億7,967万1,011円は、当年度分損益勘定留保資金8,576万8,832円、当年度分消費税資本的収支調整額717万5,883円及び利益剰余金8,672万6,296円で補填しております。なお、決算書5ページに剰余金処分計算書案を掲載しております。資本的収支の詳細につきましては、13ページから14ページに資本費用明細書を掲載しております。こちらも収益費用明細書と同じく、消費税の取り扱いが異なるため、決算報告書の金額とは一致いたしません。

次に、23ページをお願いいたします。

事業報告書について説明します。概況の総括事項のみ説明させていただきます。営業では処理区内人口が前年度から98人減少し、4,401人となりました。また、年間処理水量は、57万5,187トンとなっており、前年度に比べまして6万1,103トンの増加となりました。財源状況では、営業収益及び営業外収益の合計、税抜きですが、3億3,153万2,640円から営業費用及び営業外費用の合計2億6,652万3,517円を差し引いた6,500万9,123円が当年度純利益となり、昨年度からの繰越利益剰余金4,244万5,844円と当年度純利益を合計した1億745万4,967円が当年度未処理分利益剰余金となりました。翌年度繰越利益剰余金は、決算の認定を受けた後、決算書5ページに記載の剰余金処分計算書案のとおり、2,072万8,671円となります。

次に、24ページをお願いいたします。

令和元年度の建設改良工事について、管渠に関わるものとして、合津地区幹線管渠長寿命化整備工事、これはマンホール構成及びマンホール蓋の取り替えです。これ繰越事業でございます。公共ます設置工事を5件実施しております。また、委託業務としまして、処理場施設の耐震実施設計計画、基本計画業務及び耐震工事実施計画業務、ともにこれも繰越事業です。処理場施設に係るストックマネジメント計画策定業務及び管渠施設に係るストックマネジメント実施計画策定業務を実施しております。

以上が、認定第3号についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（園田 一博君） お諮りします。12時となりましたが、全日程が終了するまで会議を続けたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認め、会議を続けます。

○議長（園田 一博君） 次に、認定第4号を、病院事務部長。

○病院事務部長（森 千壽君） よろしくをお願いいたします。

議案書33ページをお願いいたします。

認定第4号、令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について御説明いたします。地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の病院事業決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明いたします。最初に、収入でございます。第1款、病院事業収益、予算額合計36億3,803万8,000円に対しまして、決算額35億6,474万1,658円でありました。予算に比べ決算は7,329万6,342円の減、うち消費税及び地方消費税額は2,047万5,249円となっております。決算額の内訳は、第1項から第10項まで記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

次に、支出でございます。第1款、病院事業費用予算額合計36億3,803万8,000円に対しまして、決算額35億8,452万2,494円でありまして、不用額5,351万5,506円となっております。費用の決算額内訳は、第1項から第10項まで記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。第1款、資本的収入予算額2億104万6,000円に対しまして、決算額1億9,219万6,000円。予算に比べ決算は885万円の減少となっております。収入の決算額の内訳といたしまして、第1項、企業債3,980万円、第2項、補助金275万円、第3項、出資金1億4,964万6,000円、第4項、固定資産売却代金は発生しておりません。

次に、支出でございます。第1款、資本的支出予算額3億6,144万1,000円に対しまして、決算額3億5,599万823円でございます。不用額545万177円となりました。うち消費税及び地方消費税額は393万3,980円となっております。支出の決算額の内訳といたしまして、第1項、建設改良

費5,005万980円、第2項、企業債償還金3億245万9,843円、第3項、投資348万円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,379万4,823円は当年度消費税資本的収支調整額393万3,980円、過年度損益勘定保留資金1億5,986万843円で補填しております。

16ページをお願いいたします。

事業報告書の総括事項でございます。本文の8行目から説明させていただきます。入院、外来患者数全体では、延べ17万8,041人で、前年度と比較して270人、0.2%の減少となりましたが、総収入税抜では、35億4,906万7,958円で、前年度と比較して1,677万3,736円、0.5%の減となりました。一方、総費用、税抜では35億8,879万3,672円で、前年度と比較して2,460万6,883円、0.7%の減となりました。この結果、令和元年度は3,972万5,714円の純損失となりました。資本的収支につきましては、資本的収入が1億9,219万6,000円に對しまして、資本的支出3億5,599万823円で1億6,379万4,823円の不足となりましたが、これにつきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度損益保留資金で補填しました。以降、詳細につきましては、貸借対照表損益計算書及び附属書類を添付しておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、ページを戻りまして、15ページをお願いいたします。

令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業欠損金処分計算書案でございます。当年度の未処理欠損金が11億1,844万825円となります。処分する資金がございませんので、次年度への繰り越し累積欠損金となります。

以上、認定第4号についての説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第31 報告第5号 令和元年度（平成31年度）決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第32 報告第6号 上天草さんぱーん株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（園田 一博君） 日程第31、報告第5号及び日程第32、報告第6号を行います。執行部から報告内容の説明を求めます。

まず、報告第5号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくをお願いいたします。

議案書34ページをお願いいたします。

報告第5号、令和元年度（平成31年度）決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。まず、四つの財

政指標からなる健全化判断比率についてでございます。一般会計等の赤字の大きさの度合いを示す実質赤字比率及び地方公共団体の全会計の赤字の大きさの度合いを示す連結実質赤字比率については、赤字はなかったため該当はございません。また、地方債の償還額が本市の財政規模に占める割合を示す実質公債比率は前年度から0.2ポイント増加し、11.9%となっております。地方債など、現在抱えている負債の大きさを本市の財政規模に対する割合で示す将来負担比率は該当はございません。次に、地方公営企業の経営状況の悪化の度合いを示す資金不足比率については、全ての公営企業において資金不足はなかったため、該当はございません。

以上で、報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、報告第6号を、経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） よろしく願いいたします。

議案書35ページをお願いいたします。

報告第6号、上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。地方自治法第243条の3第2項の規定により、地方公共団体が2分の1以上を出資する株式会社は、その経営状況を説明する資料を議会に提出する事となっております。そのため、市が約7割を出資しております上天草さんばーる株式会社の令和元年度（平成31年度）決算に関する書類及び令和2年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出するものです。

以上で、報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、報告は終わりました。以上で、本日の日程は全部終了しました。明日8月28日から9月3日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は9月4日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。なお、質疑をされる方は、8月28日の正午までに通告書の提出をお願いします。一般質問をされる方は8月31日の正午までに通告書の提出をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後12時13分